

**直江津港港湾事業継続計画（BCP）  
（感染症編）**

**令和7年3月**

**直江津港港湾BCP協議会**

## 目 次

1. 基本方針	1
2. 本 BCP で対象とする感染症	1
3. 港湾機能の目標	2
4. 本 BCP で想定する対応期間・流行段階	3
5. 実施体制	4
6. 各流行段階において想定されるリスク	
【貨物船編】	4
【フェリー編】	5
【災害対応編】	6
7. 対応計画	
【貨物船・フェリー編】	
(1) 感染予防対策	8
(2) 感染者等が発生した場合の対応	10
【災害対応編】	
(1) 感染予防対策	11
(2) 感染者等が発生した場合の対応	12
8. マネジメント計画	
(1) 事前対策	13
【貨物船・フェリー編】【災害対応編】	
(2) 教育・訓練	14
(3) BCP の見直し、改善	14

## 1. 基本方針

新型コロナウイルス（COVID-19）によるパンデミックは、世界各国で緊急事態宣言が出され、一部の都市ではロックダウンが行われるなど、世界中の人々の日常生活や社会経済活動に大きな影響を与えたところである。

海上交通・港湾分野においても、国内外でのクルーズ船や貨物船の乗客・乗員が感染し、港湾を通じた国内への感染拡大のおそれや、患者の搬送、船内消毒等のため船舶が港湾内に長期間停留し、荷役やその他船舶の利用に支障をきたした事例が発生している。また、外航貨物船の船員の中に感染疑いがあり、臨船検疫など感染防止のための特別の対応が必要となった事例も多数報告されている。

我が国は、資源・エネルギー・穀物においてはほぼ 100%を海外からの輸入に依存し、その貿易量の 99.6%は船舶を利用するなど、港湾が国際海上貿易、国内海上交通・物流の拠点として重要な役割を担っている。

新型コロナウイルスをはじめとした各種感染症を起因としたパンデミックは社会経済活動に大きな影響を与える恐れがあり、感染拡大防止と社会経済活動の両立が求められる中、感染又はその疑いが発生した場合でも、港湾の機能に与える影響をできる限り抑え、港湾機能の継続を図ることが必要不可欠である。

そのため、感染症が拡大しても、直江津港の港湾機能を維持していくため、働く人々の感染防止策等の対応の在り方を予め明らかにし、危機管理対策・体制の強化を目的とした具体的な活動計画として、直江津港港湾 BCP（感染症編）（以下「感染症 BCP」）を位置づけるものとする。

## 2. 本 BCP で対象とする感染症

感染症は多種にわたっており、その種類によって取るべき対策も異なるため、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナウイルス」）を念頭に本 BCP を策定したが、必要と判断される場合においては、飛沫感染や接触感染の拡大により、パンデミックを起こし得るその他の感染症にも準用するものとする。



## 4. 本 BCP で想定する対応期間・流行段階

感染症は流行の段階に応じて講じるべき対応が異なり、対応が長期に及ぶことも想定される。こうした中でも、港湾における感染症のまん延防止と港湾における事業継続を図るため、以下の流行段階（「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」及び「新潟県新型インフルエンザ等対策行動計画」に準じる）を想定する。

### ①未発生期

感染症発生に備え、体制を整備する時期。防疫用資源（資器材）の準備・備蓄、感染症リスクに対する関係者の認識の涵養、感染症患者の救援・保護体制の確立準備、対応訓練等を計画的に進めておく必要がある。

### ②海外発生期

海外で感染症が発生した事がニュース等で取り上げられ、国内への侵入をできる限り抑えるとともに、国内発生に備えた体制を整備する時期。感染症の疑いのある船員が乗船する外航船の来航時の対応等を確認する。

### ③国内発生早期

国内のいずれかの都道府県で感染症の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態であり、国内感染をできる限り抑える時期。直江津港での感染症の発生又は感染拡大に備えた対応を進める。

### ④国内感染期

国内のいずれかの都道府県で感染症の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態であり、医療体制、健康被害、国民生活、国民経済等への影響を最小限に抑える時期。感染症による直江津港の機能の低下を最小限に抑えるため、関係機関、港湾関係者等が行う防疫措置の強化や業務の継続の維持を図る。

### ⑤小康期

感染症の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態であり、国民生活、国民経済の回復を図り、次の流行に備える時期。国内外の移動制限等の緩和に伴う感染拡大を想定し、引き続き水際における警戒態勢や所要の防疫体制を維持する。

## 5. 実施体制

「直江津港港湾 BCP（感染症編）」の実施体制については、すでに策定済みの直江津港港湾 BCP 等に定める枠組みを準用する。

## 6. 各流行段階において想定されるリスク

### 【貨物船編<sup>1</sup>】

#### ① 未発生期

- ・ 特記事項なし

#### ② 海外発生期

（感染拡大リスク）

- ・ 外航貨物船等の船員と港湾関係の労働者等との間の接触等によって感染者が発生する

（港湾機能停滞リスク）

- ・ 港湾関係の労働者等が、感染リスク回避のため、感染した船員や感染疑いのある船員が乗船する外航貨物船等に係るサービスを提供できなくなる（※②～⑤に跨るリスク）
- ・ 外航貨物船等が船員の感染により自力航行能力を喪失して岸壁を長期間占有し、後続船の着岸や荷役に影響する（※②～④に跨るリスク）
- ・ 検疫が長時間に及ぶことで外航貨物船等が岸壁を長時間占有し、後続船の着岸や荷役等に影響する（※②～④に跨るリスク）

#### ③ 国内発生早期

（感染拡大リスク）

- ・ 港湾関係の労働者間や、港湾関係の労働者と船員間の感染によって港湾運営に必要な人的資源が不足をきたす（※③～④に跨るリスク）

（港湾機能停滞リスク）

- ・ 港湾関係の労働者等における感染の拡大により、離着岸や本船荷役をはじめとする港湾業務が行えなくなる（※③～④に跨るリスク）（特に緊急物資輸送時に留意）

#### ④ 国内感染期

（感染拡大リスク）

- ・ 国内外における感染の拡大により、港湾機能が低下する

---

<sup>1</sup> 貨物船とは、物流の観点からの国内外の貨物船（コンテナ、ドライバルク、タンカー、自動車船、RORO 船等）、フェリー及び貨客船を対象とする。

#### ⑤ 小康期

(感染拡大リスク)

- ・国内外における移動制限等の緩和に伴う感染拡大の再発
- ・外航貨物船船員と港湾関係の労働者等の間の接触による感染者の再発生

### 【フェリー編<sup>2</sup>】

#### ① 未発生期

- ・特記事項なし

#### ② 海外発生期

- ・特記事項なし

#### ③ 国内発生早期

(感染拡大リスク)

- ・フェリー等に乗船した感染者が国内移動時に、国内感染を発生させる  
(港湾機能停滞リスク)
- ・フェリー等の乗員、ターミナル関係者等における感染発生によって、船舶の運航が停止する(特に離島航路においては、船内で感染者が発生した場合でも物流、交通に与える影響を最小限に抑えることが必要)〈※③～④に跨がるリスク〉

#### ④ 国内感染期

(感染拡大リスク)

- ・フェリー等の利用による離島への移動により感染が拡大する(特に離島航路においては、島内の医療体制が十分でない中で負担が増大する)  
(港湾機能停滞リスク)
- ・港湾関係者間における感染拡大によって、離島航路の運航が維持できなくなり、社会経済活動や国民生活に著しい影響が及ぶ

#### ⑤ 小康期

(感染拡大リスク)

- ・国内外における移動制限等の緩和に伴う船舶運航者や港湾関係者間の感染拡大の再発

---

<sup>2</sup> フェリーとは、旅客の観点からの国内外のフェリー、貨客船、定期旅客船を対象とする。

## 【災害対応編】

### ① 未発生期

- ・ 特記事項なし

### ② 海外発生期

- 海外からの支援に起因する感染症リスク  
(感染拡大リスク)
  - ・ 海外から被災地支援等を目的とした船舶が直江津港に入港した場合で、派遣部隊に感染者が発生し、港湾や国内に流入する
- 貨物船・フェリー等から感染者が発生し、支援船受入れに影響が出るリスク  
(災害対応遅延リスク)
  - ・ 直江津港に係留中の貨物船・フェリー等から感染者が発生し、支援船舶の受け入れが困難になる〈※②～④に跨るリスク〉

### ③ 国内発生早期

- 被災状況調査・TEC-FORCE（国土交通省緊急災害対策派遣隊）等による支援に関するリスク  
(災害対応遅延リスク)
  - ・ 被災地に感染が発生しており、被災状況調査・TEC-FORCE 等による支援等が実施できなくなる  
(感染拡大リスク)
  - ・ 被災状況調査や災害復旧活動の実施により感染が発生する
  - ・ 離島等への給水支援・緊急物資輸送支援等により、医療体制が十分でない地域で感染を発生させる
  - ・ 港湾業務艇・浚渫兼油回収船等の船舶を活用した支援等により、感染を発生させる
  - ・ TEC-FORCE・リエゾン派遣職員・災害協力協定団体からの派遣職員が被災地派遣中に感染し、派遣元に戻った際に、派遣元で感染が拡大する
- 港湾利用面に関するリスク  
(港湾機能停滞リスク)
  - ・ 災害対応従事者（行政関係者・建設会社等）が感染症に感染し、港湾施設の応急復旧等が迅速に行えない場合、港湾利用面（物流面・緊急物資輸送拠点等）に支障が生じる
- 海外からの支援に起因する感染症リスク  
(感染拡大リスク)
  - ・ 海外から被災地支援等を目的とした船舶が直江津港へ入港した場合で、派遣部隊に感染者が発生し、港湾や国内に流入する  
(災害対応遅延リスク)

- ・被災地に感染が発生しており、海外からの支援船を直江津港に待機させ支援活動ができなくなる

#### ④ 国内感染期

##### ○被災状況調査・TEC-FORCE 等による支援に関するリスク

(災害対応遅延リスク)

- ・被災地に感染がまん延しており、被災状況調査・TEC-FORCE 等による支援等が実施できなくなる

(感染拡大リスク)

- ・被災状況調査や災害復旧活動の実施により感染が広域に拡大する
- ・離島等への給水支援・緊急物資輸送支援等により、医療体制が十分でない地域へ感染を拡大させる
- ・港湾業務艇・浚渫兼油回収船等の船舶を活用した支援等により、感染を拡大させる
- ・TEC-FORCE・リエゾン派遣職員・災害協力協定団体からの派遣職員が被災地派遣中に感染し、派遣元に戻った際に、派遣元で感染がまん延する

##### ○港湾利用面に関するリスク

(港湾機能停滞リスク)

- ・災害対応従事者（行政関係者・建設会社等）が感染症に感染し、港湾施設の応急復旧等が迅速に行えない場合、広域的に港湾利用面（物流面・緊急物資輸送拠点等）に支障が生じる

##### ○海外からの支援に起因する感染症リスク

(感染拡大リスク)

- ・海外から被災地支援等を目的とした船舶が直江津港へ入港した場合で、派遣部隊に感染症感染者が発生し、入港先の他港湾や海外に流出する

(災害対応遅延リスク)

- ・被災地に感染がまん延しており、海外からの支援船を直江津港に待機させ支援活動ができなくなる

#### ⑤ 小康期

(感染拡大リスク)

- ・措置緩和に伴う感染拡大の再発

## 7. 対応計画

### 【貨物船・フェリー編】

#### (1) 感染予防対策

##### ① 未発生期

未発生期における感染症への備えは「8. マネジメント計画」を参照する。

##### ② 海外発生期

新潟県（港湾管理者）は、国土交通省北陸地方整備局や上越保健所、新潟検疫所等防疫関係機関との連携のもとに、発症時の典型的な症状などの感染症の特性と海外における発生事例、有効な予防、防疫措置に関する情報の収集を行い、直江津港港湾 BCP 協議会等の場を通じた情報共有を実施する。

海外からの船舶の乗員・乗客等から又はそれら相互の接触によって、船舶の旅客及びターミナル関係者等に感染が発生する事態を想定し、船舶運航や港湾荷役等に携わる船社、船舶代理店、運送事業者、ターミナル施設等関係事業者等（以下、「船社・港湾関係事業者等」）に対し、ターミナル等における感染予防に係るポスターの掲示やアナウンスの実施、検温やマスク着用等の所要の防疫措置の実施を要請するとともに、感染若しくは感染が疑われる症状を有する者（感染者等）が判明した場合は、速やかに防疫関係機関に報告するとともに当該感染者等の隔離・観察、感染診断等の所要の措置を行うよう求める。

また、これら情報を取りまとめ、他の船社・港湾関係事業者等並びに港湾 BCP 協議会構成員等との迅速な情報共有を行う。あわせて、防疫関係機関等との連携のもとに、港湾関係者が行う感染症の予防、防疫措置のためのマスクや消毒薬、検温器その他の予防・防疫資器材について、その備え置き状況の把握に努める。

##### ③ 国内発生早期

新潟県（港湾管理者）等は、防疫関係機関等との連携のもとに、他の港湾における感染の発生事例や予防、防疫措置に関する最新の情報を収集し、必要に応じ、港湾 BCP 協議会等の場を通じた情報の共有・更新を強化する。

船社・港湾関係事業者等に対しては、ターミナル等における感染予防措置や検温やマスク着用等の所要の防疫措置の強化を要請するとともに、感染者等が判明した場合は、速やかに防疫関係機関に報告するとともに当該感染者等の隔離・観察、感染診断等の所要の措置の実施について、再周知・徹底を図る。

また、これら情報を取りまとめ、他の船社・港湾関係事業者等並びに港湾 BCP 協議会構成員等との迅速な情報共有を行う。あわせて、防疫関係機関等との連携のもと、港湾関係者が行う感染症の予防、防疫措置の実施状況を把握するとともに、これら措置に入用な予防・防疫資器材の過不足の状況把握に努め、必要に応じて相互融通のための調整を行う。

#### ④ 国内感染期

新潟県（港湾管理者）等は、防疫関係機関等との連携のもとに、他の港湾における感染の発生事例や予防、防疫措置に関する最新の情報を収集し、港湾 BCP 協議会等の場を通じた情報の共有・更新を強化する。

船社・港湾関係事業者等に対しては、ターミナル等における感染予防措置や検温、マスク着用等の所要の防疫措置の徹底強化を要請するとともに、感染者等が判明した場合の防疫関係機関への報告及び当該感染者等の隔離・観察、感染診断等の所要の措置の実施について、再周知・徹底を図る。

また、これら情報を取りまとめ、他の船社・港湾関係事業者等並びに港湾 BCP 協議会構成員等との迅速な情報共有を行う。あわせて、防疫関係機関等との連携のもとに、港湾関係者が行う感染症の予防、防疫措置並びに感染者等に対する所要の措置の実施状況を把握するとともに、これら措置に入用な予防・防疫資器材や隔離等施設及び要員の過不足の状況把握に努め、必要に応じ他港も含めた相互融通のための調整を行う。

船社・港湾関係事業者等は、船舶の運航業務に関わる職員への感染症対策の徹底、職員に感染者が発生した場合においても感染の拡大を最小限に抑えるよう業務オフィスの消毒等の所要の措置を迅速に行い、職員のローテーション勤務や職務の代替性強化等の対策を講じ業務継続性を維持できるような勤務体制確保を実施する。

#### ⑤ 小康期

新潟県（港湾管理者）等は、感染又はその疑いのある者が乗船することや、職員の感染が発生すること等によるリスクを想定し、引き続き船社・港湾関係事業者等に対し、ターミナル等における感染予防措置や検温、マスク着用等の所要の防疫措置の実施、感染予防に係るポスター掲示やアナウンスの継続等を要請する。

また、④国内感染期までの対応を振り返り、必要に応じて、感染症の予防・防疫資器材の補充や、対応の見直し等、感染症 BCP の改訂を行う。

表－1 各流行段階における対応方策

海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
検温やマスク着用等の所要の防疫措置			
→			
感染発生事例や予防・防疫措置の情報収集及び情報共有			
→			
感染予防に係るポスター 掲示やアナウンス			感染予防に係るポスター 掲示やアナウンス
→			
予防・防疫資機材の備え置き把握・他港との相互融通			
→			
		職員への感染に備えたローテーション勤務 や職務の代替性強化	衛生用品等感染予防 対策品の補充や対応 の見直し、感染症BCP の改訂
→			

(2) 感染者等が発生した場合の対応（各流行段階共通）

船社・港湾関係事業者等は、乗員や乗客に感染者等が発生した場合、防疫関係機関に連絡を行うとともに、港湾BCP協議会構成員等に対して情報共有を行う。あわせて、防疫関係機関等と対応を相談し、他の乗員等や濃厚接触者である荷役関係者等の隔離、健康観察、検査等を早急に行うなどの感染防止対策の徹底を図る。

従業員等に感染者等が判明した場合、最寄りの保健所に連絡を行うとともに、濃厚接触の可能性のある関係者及び港湾BCP協議会構成員等に対し適宜情報提供を行う。

新潟県（港湾管理者）等は、港湾運営上の支障が生じたときは、必要に応じて感染症を発症または疑いのある船員等が乗船する船舶の着岸バースの調整等を行うほか、港湾BCP協議会構成員等と情報共有を行う。

なお、上記の対応の際には、以下について特に留意する。

- ・水際対策の徹底は他のあらゆる事柄に優先して行う。このような観点から、各関係者は防疫関係者等の意見を最大限尊重する必要がある。
- ・感染者等が発生した事案への円滑な対応のためには、関係者間の「前広」「迅速」「正確」な情報共有が重要である。
- ・港湾関係者の「安全」は当然のごとく、「安心」の確保にも努める必要がある。

## 【災害対応編】

### (1) 感染予防対策

#### ① 未発生期

未発生期における感染症への備えは「8. マネジメント計画」を参照する。

#### ② 海外発生期

新潟県（港湾管理者）、国土交通省北陸地方整備局及び災害対応等を行うその他の港湾関係事業者は、海外からの被災地支援船の着岸バース調整を行うとともに、災害対応従事者の感染対策（マスク着用、テレビ会議による三密回避等）、サーモグラフィー等による検温等の措置を講じる。

#### ③ 国内発生早期

新潟県（港湾管理者）等は、国内・海外からの被災地支援船の着岸バース調整を行うとともに、災害対応従事者の感染対策（マスク着用、テレビ会議による三密回避等）、サーモグラフィー等による検温、屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間の縮小等の措置を講じる。国土交通省北陸地方整備局は、状況に応じ複数の自治体を担当する巡回リエゾンを活用するが、感染症拡大のリスクが高まる場合は、WEB 会議システム等を活用したオンラインによるリエゾン対応を実施する。

#### ④ 国内感染期

③国内発生早期と同じ対応を継続しつつ、他の港湾における感染の発生事例や予防、防疫措置に関する最新の情報を収集し、港湾 BCP 協議会等の場を通じて情報の共有、更新を強化する。

#### ⑤ 小康期

国土交通省港湾局により、複合災害における感染症 BCP ガイドラインの検証・改訂がなされた場合は、必要に応じて本 BCP の改訂を行う。また、感染症予防対策用品等を補充する。

表－２ 各流行段階における対応方策

海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
災害対応従事者の感染対策			
災害対応従事者の検温			
支援船のバース調整			
	屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間の縮小		
	オンラインでのリエゾン対応の検討		複合災害における感染症BCPガイドラインの検証・改訂

(2) 感染者等が発生した場合の対応（各流行段階共通）

災害対応従事者（派遣部隊を含む）に感染者等が発生した場合、防疫関係機関等に連絡を行うとともに、港湾BCP協議会構成員等に対し情報共有を行う。あわせて、防疫関係機関等と対応を相談し、適宜、濃厚接触者である他の災害対応従事者や船員、荷役関係者等の隔離を行うなどの健康観察、検査等を早急に行うなどの感染防止対策の徹底を図る。また、被災地における感染状況について、港湾BCP協議会等の場において適宜情報共有を行う。

なお、上記の対応の際には、以下について特に留意する。

- ・水際対策の徹底は他のあらゆる事柄に優先して行う。このような観点から、各関係者は防疫関係者等の意見を最大限尊重する必要がある。
- ・感染者等が発生した事案への円滑な対応のためには、関係者間の「前広」「迅速」「正確」な情報共有が重要である。
- ・港湾関係者の「安全」は当然のごとく、「安心」の確保にも努める必要がある。

## 8. マネジメント計画

流行状況によって感染症リスクが異なり、また、日本全体の感染症対策とも整合を図る必要があることから、港湾における感染症対策では、流行段階毎にリスク分析及び対策を検討することが重要である。

このようなことを勘案し感染症 BCP のマネジメント計画においては、感染症の発生・まん延に備えた、未発生期における平時からの準備、体制整備、PDCA サイクルの在り方、海外発生期における予防的な措置などをあらかじめ整理し、関係者間で共有しておくものとする。

### (1) 事前対策

#### 【貨物船・フェリー編】

新潟県（港湾管理者）等は、港湾 BCP 協議会等の場を活用して、感染症の発生情報を収集するとともに、防疫措置の実施、感染者の隔離、感染発生場所の消毒・管理等を効果的、効率的に行うための連絡、調整体制を整備し、国内外における感染症発生の動向等を常に注視する。

船社・港湾関係事業者等は、必要に応じ、乗員、乗客、従業員等が感染した場合に備え、感染発生時の対応の検討を行うとともに、可能な範囲で感染症対策や感染症の予防・防疫資機材の準備<sup>3</sup>を行う。

また、港湾 BCP 協議会構成員等は、海外感染期に入った時点で、本 BCP 第 6 章の対応計画に基づき、感染症が発生・まん延した場合の各々の具体の対処行動を整理し、関係部署に備えおくとともに、職員の出勤抑制などの措置を講じなければならなくなった際の体制の確認・見直しを行い、適宜、上記の連絡、調整体制に反映することとする。

#### 【災害対応編】

港湾 BCP 協議会構成員等は、以下について事前に調整を行う。

- ・ 連絡体制の確立及び感染症発生時における応援協力方針（TEC-FORCE の派遣も含む）に関する認識の共有
- ・ 感染症発生時においても関係団体等との間で災害協定が機能するための関係者調整
- ・ 関係団体等と調整し、感染症発生時に災害が発生した場合を想定した港湾 BCP の拡充
- ・ 感染症発生時における災害対応従事者の勤務体制の構築（班別出勤体制の構築・空間を分けて業務執行に当たる工夫等）

<sup>3</sup>地方整備局、港湾管理者、船社等、港湾運送事業者等の連携の下に、サーモグラフィーや防護服、マスク、ゴーグルなどの感染予防対策用品の備蓄状況の把握、消毒等感染拡大防止策の手順と業務依頼先の確認、感染者発生時の待機場所、動線等の確認（検疫所や保健所と調整が必要）など。特に国際航路に関しては、感染の疑いが発生した場合の船内又はターミナルの隔離室の整備（陰圧機能の付与）、船内待機の場合の汚物処理の検討が重要。

※災害対応従事者が感染症を発症した場合の業務継続の観点にも留意が必要

- ・ 感染リスクの低減を図るため、現地カメラ、ドローン、波浪計・風速計などのセンサー等による遠隔地からの状況把握やテレビ会議の導入・活用による連絡調整等の非接触型の災害対応体制の構築
- ・ 被災地に感染症がまん延しており、応急復旧等が実施できない場合の被災者の保護、避難移動等の対応策の検討
- ・ 防護服、マスクなど予防・防疫資機材等の確保
- ・ 災害派遣職員の宿泊場所調整や、感染者発生時の職員待機場所となるプレハブの確保等に関する関係機関との調整

## (2) 教育・訓練

港湾 BCP 協議会構成員等は、防疫関係機関等が実施する感染症訓練への参加や、防災訓練や保安訓練等の機会も活用し、直江津港において感染症が発生したことを想定した訓練の実施を検討する。また、感染症リスクに関する基礎的な情報・データや港湾における過去の感染症災害事例等を、必要に応じて情報共有するものとする。

## (3) BCP の見直し、改善

本 BCP の実効性を向上させるため、PDCA サイクルの考え方にそって、感染症の対応事例、訓練等による各種検討結果及び協議会構成員等の BCP 等に基づき、必要に応じて、本 BCP の見直し、改善を行う。

本 BCP が発動される事態が発生した場合は、小康期に至った時点で、具体的な対処行動等の振り返り、総括を行い、必要に応じて機動的に BCP の見直し、改善を行うこととする。

なお、本 BCP では直江津港における対応を想定しているが、着岸バースの選定や患者の搬送先の確保など、近隣の港湾（背後自治体）との広域的な連携が必要な場合には、広域的な行政機関である国土交通省北陸地方整備局等とも連携の上、広域的な連携方策についても検討する。

また、本 BCP は直江津港における対応を中心に策定しているが、各流行段階において取られる、直江津港利用船舶の運航会社等の関連する対策との連携の重要性に鑑み、それらが明らかになった段階で、適宜、本 BCP に的確に反映していくこととする。